

資料 1

○宜野湾市地域福祉計画懇話会設置規則

平成9年4月1日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、宜野湾市附属機関設置条例(昭和55年宜野湾市条例第9号)第3条の規定に基づき、宜野湾市地域福祉計画懇話会(以下「懇話会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 懇話会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の基本的及び具体的な考え方について調査し、及び審議する。

- (1) 地域福祉に関する計画策定に関すること。
- (2) 障害者福祉に関する計画策定に関すること。
- (3) その他前2号に掲げるもの以外の福祉に関する計画策定に関すること。
- (4) 前3号に掲げる計画の点検評価に関すること。

(平12規則38・平18規則42・平24規則10・令7規則・一部改正)

(組織)

第3条 懇話会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の構成員
- (3) 社会福祉団体の構成員
- (4) 行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

(平18規則42・平24規則10・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が任命され、又は委嘱された時における当該

身分を失った場合は、委員の資格を失うものとする。

3 委員の再任は妨げない。

(平12規則38・平17規則17・平18規則42・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平18規則42・一部改正)

(会議)

第6条 懇話会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 懇話会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、懇話会における審議の参考に供するため、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門委員会)

第7条 懇話会は、特定の事項を調査及び審議させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、12人以内の専門委員をもって組織する。

3 専門委員は、次に掲げる者のうちから、会長が選任し、市長が委嘱する。

(1) 懇話会の委員の中から会長が指名する者

(2) 委員以外で第2条の審議事項に精通する者

4 専門委員会に、委員長及び副委員長を置き、専門委員の互選によってこれを定める。

5 委員長は、専門委員会における審議の経過及び結果を懇話会に報告しなければ

ばならない。

- 6 前項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が会長の同意を得て定める。

(平24規則10・一部改正)

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、地域福祉計画を所管する課において処理する。

- 2 専門委員会の委員会の庶務は、第2条に規定する審議事項の各担当課において処理する。

(平24規則10・全改、平25規則6・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し、必要な事項は会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年7月21日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年9月15日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月22日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第10号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月1日規則第6号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和7年5月29日規則第35号)

この規則は、令和7年5月29日から施行する。

1 『地域福祉計画』・『地域福祉活動計画』

『地域福祉計画』社会福祉法第 107 条の規定にもとづき、地域福祉推進にむけた基本的な事項を市町村が定める行政計画です。

『地域福祉活動計画』は、社会福祉協議会が呼びかけを行い、住民、地域において福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を経営する者が協働して地域福祉を推進することを目的に、相互協力して策定する活動計画です。

2 第四次宜野湾市地域福祉計画・第四次宜野湾市地域福祉活動計画の策定の目的及び手法

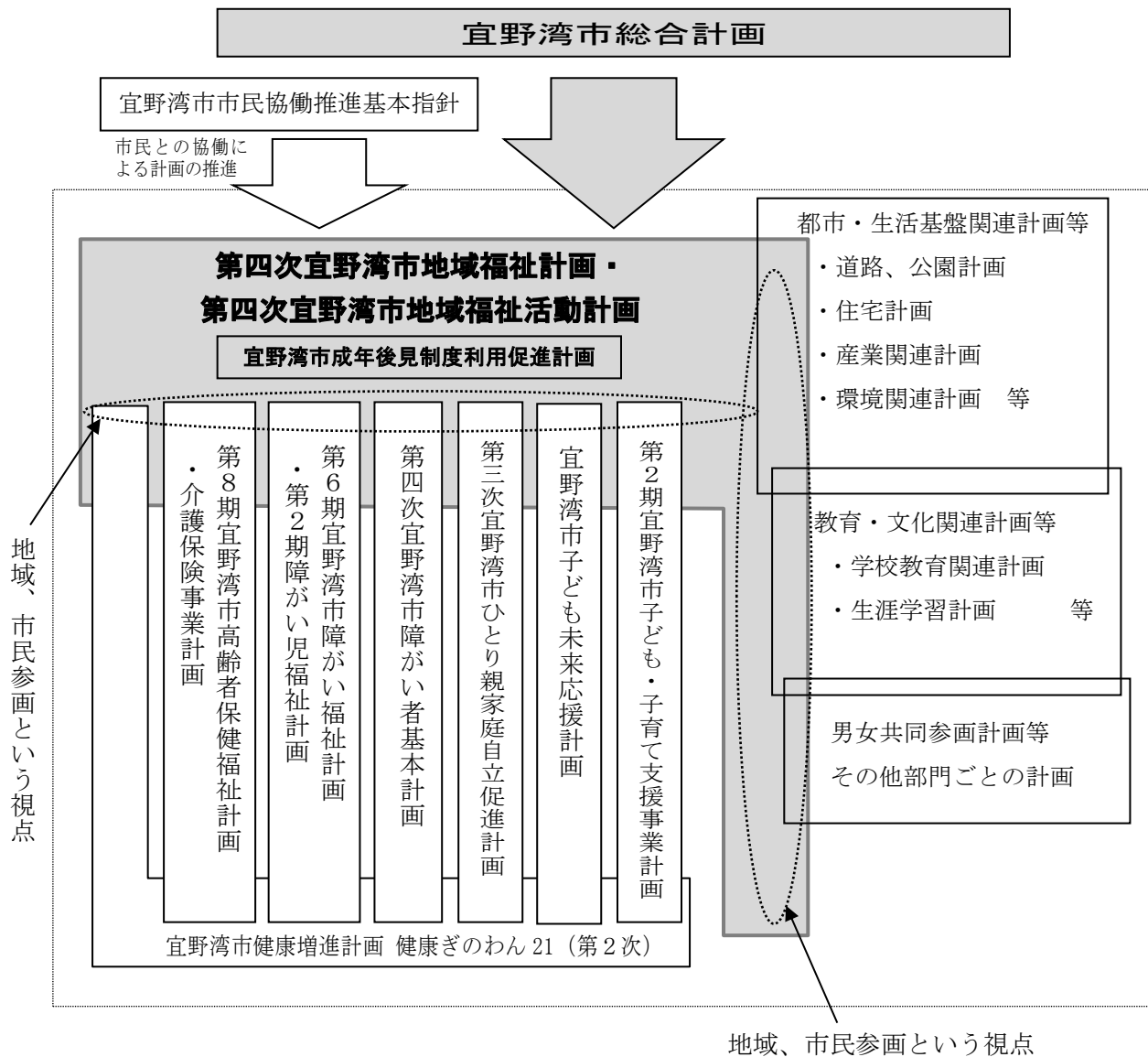
本計画は、地域社会の希薄化が進む中でも、制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」や「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、共に支え合える共生社会を本市においてつくることを目的に策定します。

また、宜野湾市と宜野湾市社会福祉協議会のそれぞれの特性を生かしながら、地域福祉を一体的に推進していくため、新たな計画の策定作業の過程から協働し、地域福祉計画・地域福祉活動計画を一体的に策定します。

具体的には、近年の国・県・宜野湾市の動向の把握・整理をはじめ、市民や関連団体等の意向把握、第 3 次計画の点検等を通して課題を把握し、その解決に向けた新たな計画として第四次宜野湾市地域福祉計画・第四次宜野湾市地域福祉活動計画を策定します。加えて、成年後見制度利用促進計画を包含していくことにより、地域での支え合いの仕組みの一層の充実をめざします。

3 計画の位置づけ

本計画は、『第四次宜野湾市地域福祉計画』と『第四次宜野湾市地域福祉活動計画』を一体的に策定することにより、両計画の特性を合わせ持つとともに、「成年後見制度の利用促進に関する法律」に基づく『宜野湾市成年後見制度利用促進計画』を包含した計画として位置づけ、各部門の計画と連携し合いながら進めていくものとしています。



4 計画の期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年計画とし、必要に応じで見直しを行うこととします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
宜野湾市総合計画		第四次基本構想・後期基本計画				第五次
宜野湾市地域福祉計画	第三次	第四次宜野湾市地域福祉計画・第四次宜野湾市地域福祉活動計画				
宜野湾市地域福祉活動計画	第3次					
宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		第8期			第9期	
宜野湾市障がい者基本計画		第四次			第五次	
宜野湾市障がい者計画 及び 宜野湾市障がい児福祉計画		第6期			第7期	
		第2期			第3期	
宜野湾市子ども・子育て支援事業計画		第二期				第三期
宜野湾市子ども未来応援計画		第1次			第2次	
宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画		第3次			第4次	
宜野湾市健康増進計画 健康ぎのわん 21		第2次			第3次	

5 基本目標

まち
基本理念にかかげた都市を実現するため、計画の骨格となる目標を以下の通り定めています。

目標1：みんなで支える地域共生社会づくり

「支え手」「受け手」という関係を超えて、みんなで支え合う地域共生社会づくりを進めるため、身近な地域での市民相互の連携や関係団体との連携充実を図っていくとともに、活動の場の充実や防犯・防災対策の充実を図ります。また、多様な地域資源等との連携のもと、生活に困窮する世帯への支援や子どもの貧困対策の充実を図ります。

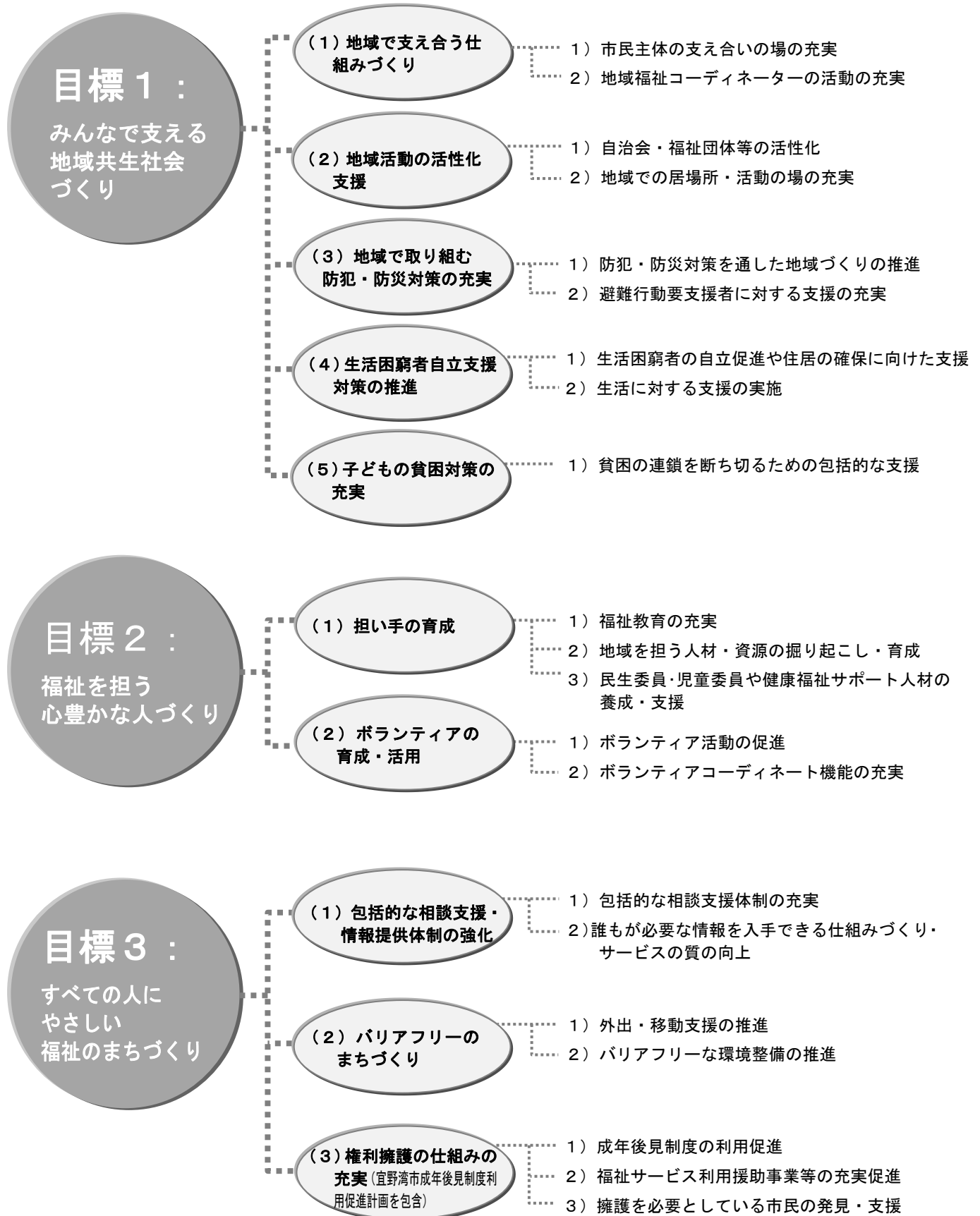
目標2：福祉を担う心豊かな人づくり

共に支え合う心豊かな人づくりを行うため、福祉教育や地域福祉に関する啓発活動により、地域福祉への意識の醸成を図ります。また、市民が気軽にボランティア活動等に参加できる環境づくりや、地域人材・資源の掘り起こし等による多様な担い手育成を図ります。

目標3：すべての人にやさしい福祉のまちづくり

子どもや高齢者、男性や女性、障がいの有無、国籍などにかかわらず、誰もが生き生きと活動し、安心して暮らしつつけることができるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。そのため、バリアフリーの環境整備をはじめ、包括的な相談支援体制や情報提供、一人ひとりの権利が尊重されるよう、支援体制の充実を図ります。

6 計画の体系図



7 目標指標

本計画をより実効性のあるものとするため、以下の目標指標を位置づけ、達成状況等を測っていくものとします。

目標項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	目標値設定の根拠・考え方等	関連する 目標
『地域支え合い活動委員会』などに参加してみたいと考えている市民の割合	28.4%	36.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査において、地域支え合い委員会などの場に“ぜひ参加したい”や“都合が合えば参加してみたい”という参加に前向きな意向を示した方の割合。 ・同設問において、“誘われれば参加してもよい”と回答した方が16.4%であったことから、今後、「地域支え合い活動委員会」の周知や活動の充実促進を図る事により、そのうちの半数(8.2%)が参加に前向きな意向を示すようになることをめざす。 	目標1(1)
地域活動やボランティアに参加している人の割合	26.8%	35.1%	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査において、地域活動やボランティア活動に“参加していない”と回答した方を除いた割合。 ・自治会への加入促進をはじめ、福祉教育の推進や福祉人材の掘り起こし、大学や専門学校との連携、企業等の社会貢献活動の働きかけ等、多様な人材のボランティア参画支援等を図っていくことにより、“参加していない”方を1割程度減らしていくことをめざす。 	目標1(2) 目標2(2)
自治会加入世帯数	11,021 世帯 ※R2年度末	11,450 世帯以上	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄国際大学との共同研究により策定した『自治会の活性化に向けた提言書』に基づき、「組織運営の強化」「勧誘活動の強化」「周知活動の強化」「子育て支援の強化」「自治会活動の担い手確保の強化」に自治会と共に取り組むことにより、自治会加入世帯の増加をめざす。 	目標1(2)
『避難行動要支援者名簿』の取り組みの認知度	14.3%	22.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査より、避難行動要支援者名簿作成の取り組みについて、“名称も内容も知っている”及び“名称だけは知っている”と回答した方の割合。 ・今後、『災害時避難行動要支援者避難支援計画』の策定を図っていくとともに、避難行動要支援者名簿の取り組みを積極的に推進していくことにより、1.5倍程度まで認知度を引き上げていくことをめざす 	目標1(3)
各種相談窓口及び徴収業務担当課から生活保護及び生活困窮の窓口へつなげた件数	70件 (5.8件/月 ※) ※R3年度4 ~11月平均	150件 (12件/月)	<ul style="list-style-type: none"> ・各窓口の意識や連携を高めることで、生活保護と同等数が生活困窮相談の窓口へつながれることを目指し、合わせて月12件程度つながれる状況を目指す。 ・R3年度の値は、各相談窓口から生活困窮の窓口へつながれた件数は未把握のため生活保護相談のみでの値 	目標1(4)

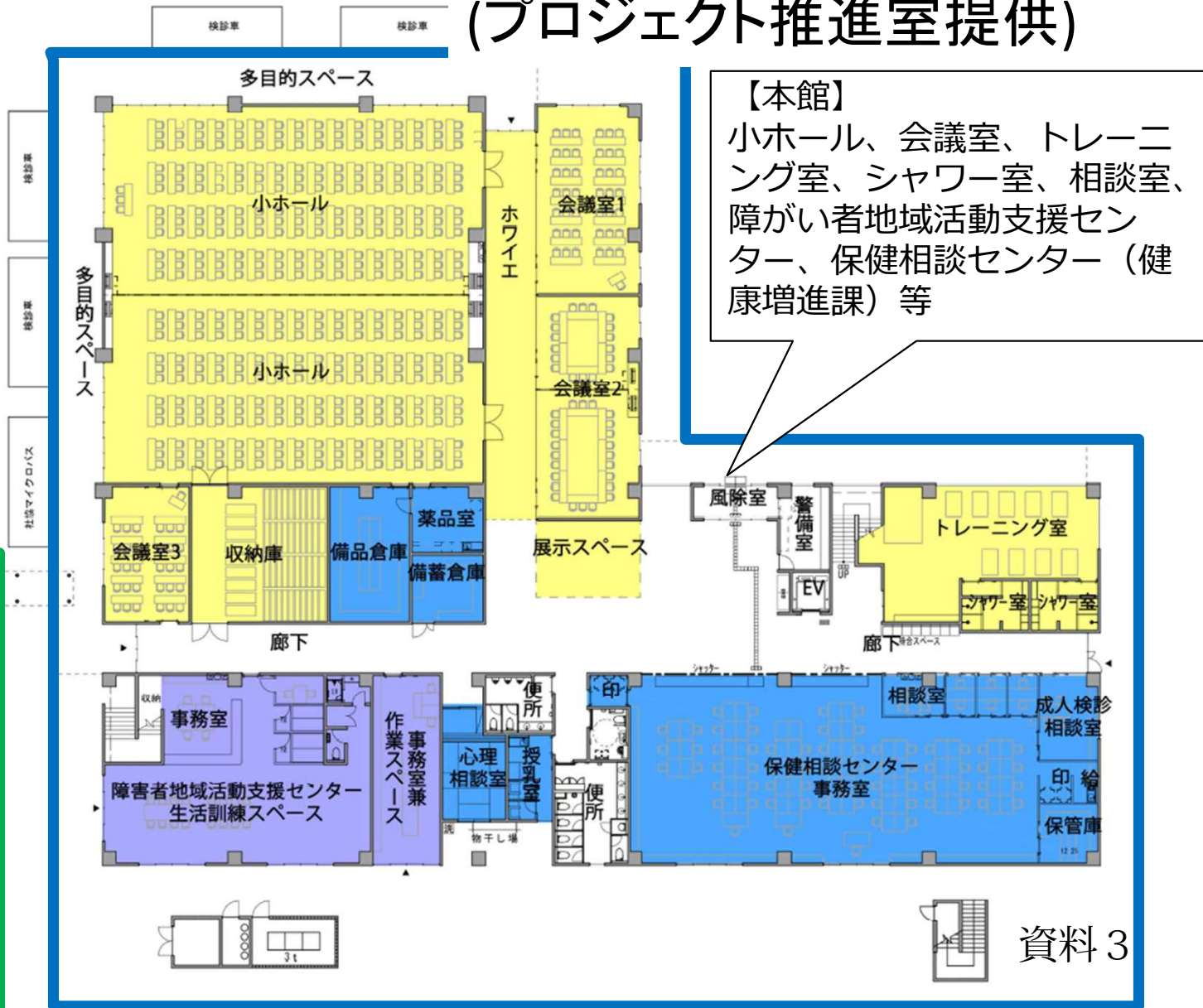
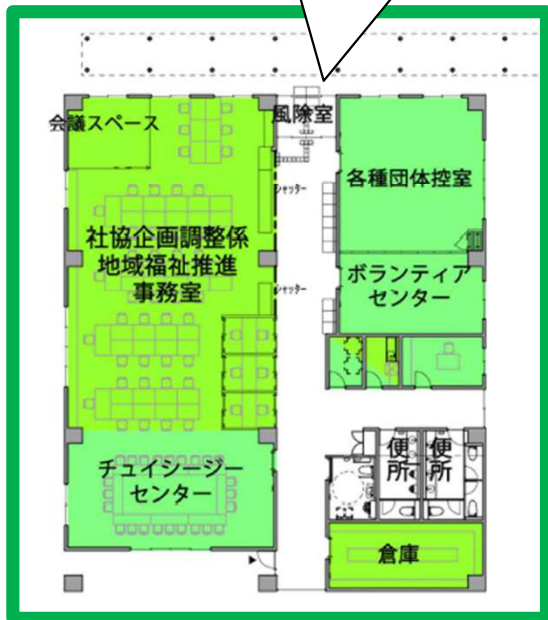
地域等における子どもの居場所の設置箇所数	6小学校区 (全9箇所)	9小学校区 (9小学校区に各1箇所以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの居場所」が設置されている小学校区の数。 ・「子どもの居場所連絡会」の開催の継続や、新規に子どもの居場所の設置を検討している団体等への情報提供等の支援を行うことにより、全小学校区に1箇所以上設置されている状況をめざす 	目標1(5)
民生委員・児童委員の委嘱率	82.3%	95.2%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の定数(141名)に対する委嘱率。(令和3年4月1日時点で116名委嘱。) ・民生委員・児童委員のPRをはじめ、やりがいや魅力が伝わるような情報発信の工夫を行うことにより、委嘱率の向上を図る。委嘱率100%の達成に向けて取り組んでいくが、最低でも全国平均の委嘱率以上となることをめざす。 	目標2(1)
企業や社会福祉法人等による地域貢献	0件	100件	<ul style="list-style-type: none"> ・企業では、CSR活動や地域貢献事業活動が活発であり、社会福祉法人は、多様な福祉課題・生活課題への地域貢献が望まれています。本市の地域課題解決に向けた取り組みの充実をめざす。 <p>※宜野湾市社会福祉協議会にて寄付や活動支援を指す事であり、令和4年度から新たに地域貢献活動に対しての目標設定を行います。</p>	目標2(2)
“どこの相談先にもつながっていない(ように見える)方”が身近な地域等に存在しない割合	90.4%	95.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査において、課題や困難を抱えていながら「どこの相談先にもつながっていない(ように見える)方」が身近な地域に“いる・聞いたことがある”と回答した方を除いた割合。 ・今後、属性や世代を問わずに包括的に相談・支援を行う体制づくりを進めることにより、どこの相談先にもつながっていない(ように見える)方を半減させていくことをめざす。 	目標3(1) 目標1(1)
重度身体障害者移動支援事業の利用回数	70回 ※令和2年度	90回以上	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすのまま乗車できる車輛(リフト付き車輛)の貸出を行う「重度身体障害者移動支援事業」の利用回数。 ・車いすを利用している障がい者・高齢者の日常生活をサポートするため、同事業の積極的な周知を図り、より多くの方に利用していただける状況をめざす 	目標3(2)
成年後見制度の認知度	30.0%	38.4%	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査より、成年後見制度の“内容について知っている”と回答した方の割合。 ・同設問において、“聞いたことはあるが内容までは知らない”と回答した方が41.9%であったことから、今後、制度に関する周知等を行うことにより、そのうちの2割程度(8.4%)が成年後見制度の内容まで知っている状況となることをめざす 	目標3(3)

3) 真栄原地区の取組み状況

①交流拠点施設配置 (案) (1階)

R7年4月真栄原地区 住民説明会資料 (プロジェクト推進室提供)

【別館】
社会福祉協議会、各種団体控室、ボランティアサロン、チュイシージーセンター



【本館】
小ホール、会議室、トレーニング室、シャワー室、相談室、障がい者地域活動支援センター、保健相談センター（健康増進課）等

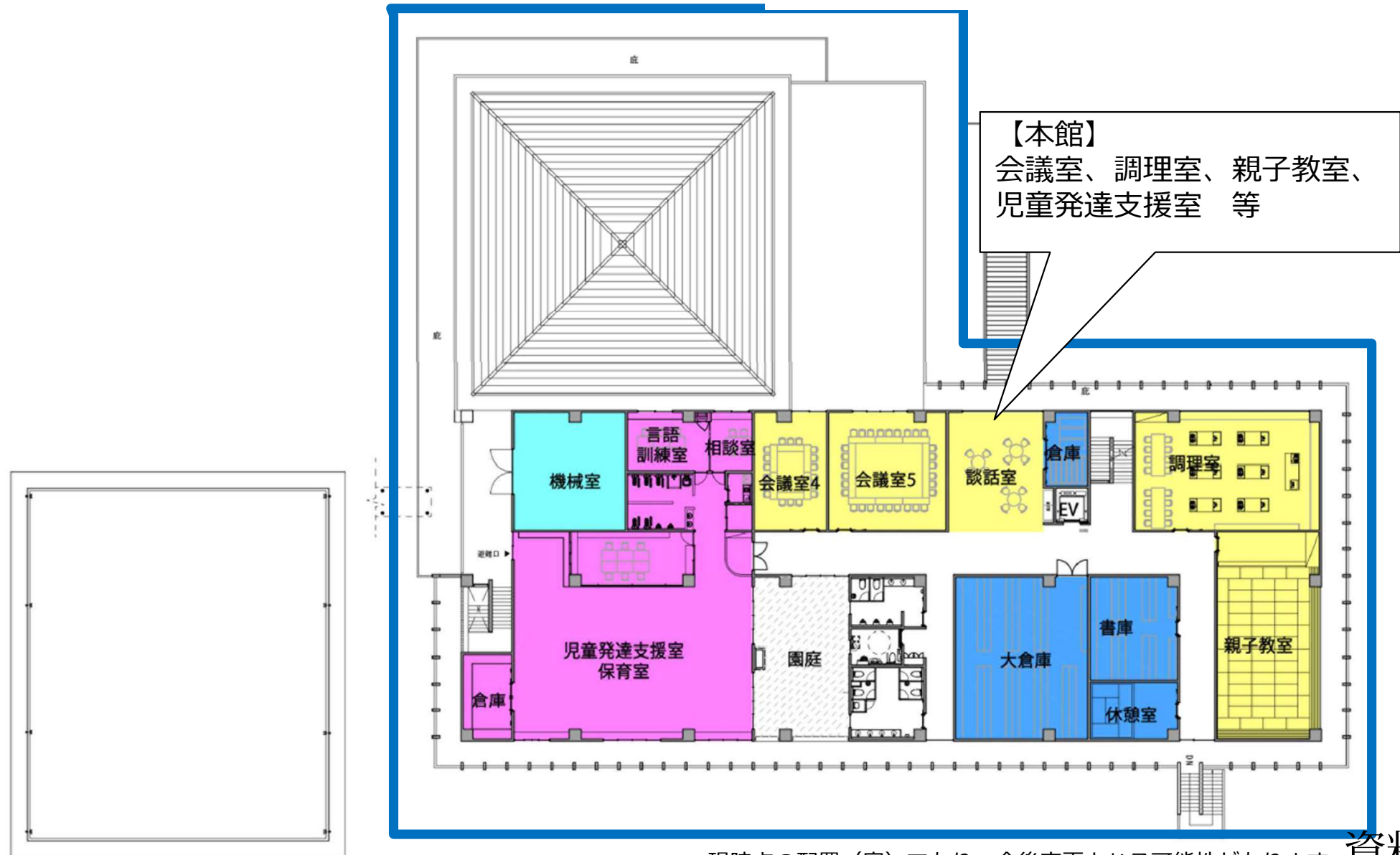
資料3

現時点の配置 (案) であり、今後変更となる可能性があります。

3) 真栄原地区の取組み状況

①交流拠点施設配置 (案) (2階)

R7年4月真栄原地区 住民説明会資料 (プロジェクト推進室提供)



民生委員・児童委員及び主任児童委員配置状況(一斉改選)

	自治会名	令和7年7月1日時点			令和7年12月1日時点 (一斉改選)				
		定数	推薦 人数	不足 数	定数	推薦 人数	不足 数	内訳	
								新	再
普天間中学校区 民児協	野嵩一区	6	3	-3	6	5	-1	2	3
	野嵩二区	2	2	0	2	2	0	1	1
	野嵩三区	4	4	0	4	4	0	1	3
	普天間一区	3	2	-1	3	1	-2	0	1
	普天間二区	2	1	-1	2	1	-1	0	1
	普天間三区	4	4	0	4	3	-1	0	3
	新城	6	6	0	6	6	0	2	4
	喜友名	4	3	-1	4	3	-1	2	1
	主任児童委員	2	2	0	2	2	0	0	2
	計	33	27	-6	33	27	-6	8	19
真志喜中学校区 民児協	伊 佐	5	4	-1	5	3	-2	0	3
	大 山	8	6	-2	8	5	-3	0	5
	真志喜	7	3	-4	7	3	-4	0	3
	宇地泊	5	3	-2	5	3	-2	0	3
	大謝名	6	5	-1	6	4	-2	0	4
	大謝名団地	2	2	0	2	1	-1	0	1
	嘉数ハイツ	3	2	-1	3	1	-2	0	1
	上大謝名	4	4	0	4	4	0	0	4
	主任児童委員	3	1	-2	3	0	-3	0	0
	計	43	30	-13	43	24	-19	0	24
嘉数中学校区 民児協	嘉 数	4	4	0	4	4	0	1	3
	真栄原	11	10	-1	11	9	-2	3	6
	我如古	11	11	0	11	7	-4	0	7
	宜野湾	10	8	-2	10	6	-4	0	6
	主任児童委員	2	2	0	2	1	0	1	0
	計	38	35	-18	38	27	-32	5	22
宜野湾中学校区 民児協	長 田	9	8	-1	9	8	-1	1	7
	愛 知	9	8	-1	9	7	-2	0	7
	中 原	7	5	-2	7	6	-1	1	5
	主任児童委員	2	2	0	2	2	0	0	2
	計	27	23	-4	27	23	-4	2	21
民生委員・児童委員 合 計		141	115	-26	141	101	-40	15	86
		委嘱率:81.56%			委嘱率:71.63%				